製紙パレット機構

ポスターを新たに作製

パレット返却を推進

製紙パレット機構（岩田憲明社長、東京都中央区）は、製紙パレットを回収するための新たな取り組みとして啓発ポスターを作製した。全国の主要製紙会社のショールームや本店、支店、物流会社の倉庫、パレットの回収デポへの掲示を9月から順次開始。回収作業を行うトラックは「指定証」を貼付していることを周知するとともに、「不正流用は『違法』である」と訴える文言を盛り込んだ。

ポスターはパレットの所有権がメーカーにあることを主張するのが目的で、パレットを「（無料）回収」して「再利用」することによる環境貢献を全面に押し出した。人手不足を背景に「ホワイト物流」が注目される中、「パレット輸送がにわかに注目を浴び、製紙パレットが不正流用されるリスクが高まっている。回収の仕組みも含めて世の中に広く啓発する必要があると考え、初めてのポスター作製を決めた」（岩田社長）。

同社は1973年の設立時からパレットの不正流用に悩まされてきたという。製紙メーカー各社は、パレットの側面に社名や工場名を印字する所有権を明示する施策に80年から着手し、不正流用の防止活動に本腰を入れるようになった。

これ以外にも取引先にチラシを配布して所有権を力説し、パレットの返却を要請するなどの手立ても講じてきたものの、悲願とする不正流用の根絶は実現できていない。

パレットの回収率は6割程度で足踏みする状況が続いていることから、最近は印刷会社など紙ユーザーの本社コンプライアンス（法令順守）部門へのアプローチも展開。従来よりも一歩踏み込んだ取り組みが奏功し、複数のユーザーがパレットの返却に応じるようになっている。今後も関東エリアの大口紙ユーザー並びに物流事業者を中心に、返却の働き掛けをより一層強めていく方針だ。

岩田氏は「ポスター作製も返却を促進する活動の一環で、パレットは紙を運ぶための物流機材であり無償で配布している物ではない。パレットを回収できるのは当社の『指定証』を付けたトラックのみであり、転売目的の違法回収業者にパレットを運搬させると、たとえ知らなかったとしても民法709条に抵触し、損害賠償請求を受ける可能性がある。これはパレットを運ぶ運送会社にも当てはまる。製紙パレットは製紙会社の持ち物。当たり前のことを世の中に根付かせたい」と話す。（沢田顕嗣）

環境貢献を訴求するポスター